

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進
等に関する省令の一部を改正する省令

1. 輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付手続について、日本を出入国する旅客が納付受託者に関税等の納付を委託した場合、納付受託者が口座振替を使用して消費税等を納付できるよう、規定の整備を行うこととする。
2. この省令は、令和4年12月1日から施行する。